

## 家庭系ごみの有料化制度実施（平成24年7月）までの経緯

## 1 検討の背景

## (1) 家庭系ごみの減量目標

本市では、平成19年に27年度を最終年度とする一般廃棄物処理基本計画（※1）を策定し、減量目標については、計画期間の中間目標として、22年度までに11年度比で一人1日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）を10%以上削減（618g→556g）することとした。

## ※1 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

以下 （略）

## (2) 家庭系ごみ（資源化物を除く。）の一人1日当たりの排出量

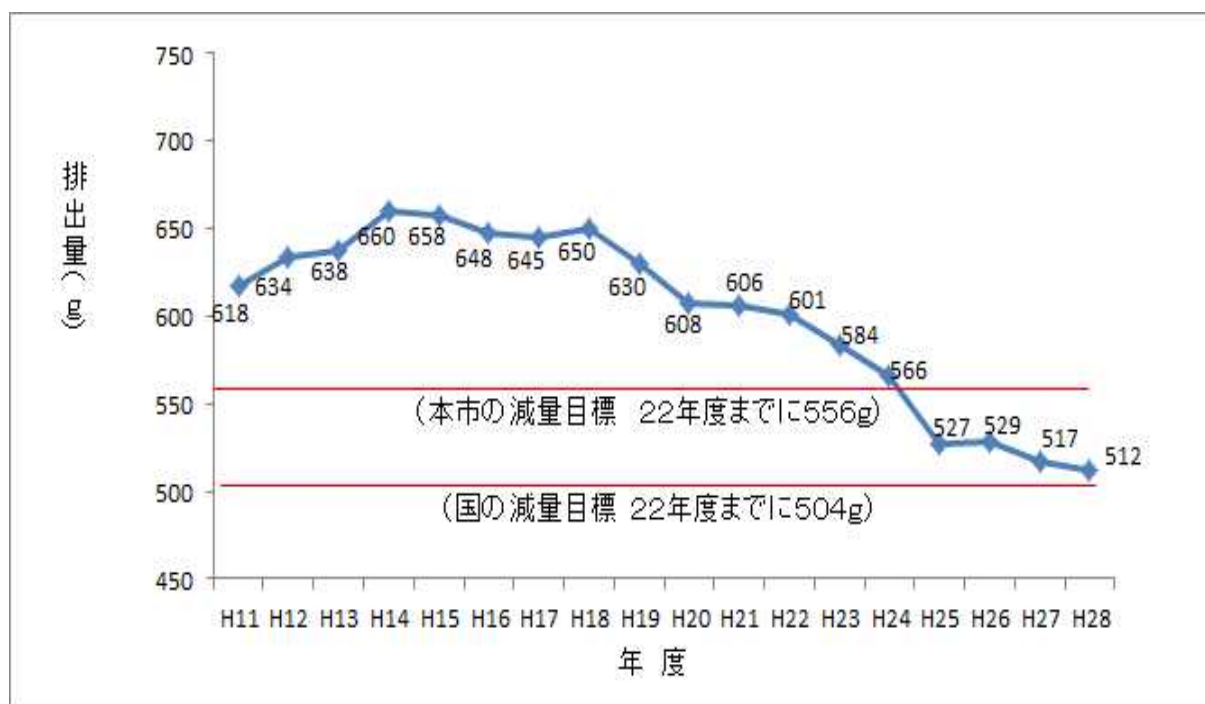
本市の一人1日当たりの排出量は、平成14年度の660gをピークにほぼ横ばいで推移している状況にあった。そのため、18年度にごみの減量・リサイクルに特化したごみ減量推進課を新設し、ごみ減量

等の周知・啓発に係る各種施策を強力に推進したところ、19年度以降は減少傾向に転じたが、20年度実績で608gであり、本市の掲げる減量目標556gの達成は困難な状況にあった。

【家庭系ごみ（資源化物を除く。）一人1日当たりの排出量の変遷】

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
618g	634g	638g	660g	658g
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
648g	645g	650g	630g	608g
21年度	22年度	23年度	<b>24年度</b>	25年度
606g	601g	584g	566g	527g
26年度	27年度	28年度		
529g	517g	512g		

- ・15年度以前は、市町村合併の影響を加味した値。
- ・24年7月から有料化制度実施。
- ・28年度は水銀含有ごみも除く。



## 2 秋田市廃棄物減量等推進審議会への諮問と答申

ごみの減量が進まない状況を踏まえ、本市では、さらなるごみ減量のための施策を検討するため、秋田市廃棄物減量等推進審議会に対して、平成15年2月に「ごみの減量をさらに進めるための方策」について諮問し、その答申においては、ごみ減量に有効な手法の一つである家庭ごみの有料化について、公平性や市民意識等を総合的に勘案しながら、積極的に検討を進めることとされた。

21年11月には、一人1日当たりの排出量が本市の掲げる減量目標と乖離している状況にあり、22年度までの目標達成が困難であったことから、同審議会に対して、「家庭系ごみの有料化」について諮問し、「家庭系ごみの有料化は、経済的動機付けが働くことによりごみの減量が図られる有効な手法であることから、市民の理解と協力のもとに実施する必要がある」との答申を22年7月にいただいている。

## 3 減量目標年度の延長と家庭系ごみ有料化の実施

秋田市廃棄物減量等推進審議会からの答申後、本市では、ごみの減量・リサイクルや家庭系ごみの有料化制度に対する市民の理解を得るための説明会を開催し、ごみの減量等を積極的に推進した。

その間、平成22年度までに達成すべき減量目標556gを達成できなかったため、この目標を2年間延長することとしたが、22年度の一人1日当たりの排出量は601gであり、現状のままでは延長後の24年度でも達成困難であると判断し、23年9月議会に本制度の実施に係る条例改正（案）を上程し、議会の議決を経て、24年7月から本制度を実施している。